

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894</a>

37

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられた。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大蔵事務外信  
漁業 房  
次次  
臣官官署署長

儀人会議計

総文電厚給

領事旅移

長領往一

國會參

漁業新

ア參北東

長中西

米參保中參

長北漁審南

歐參英

長西東

近參ア

長近

經次商國米ア

二カ

一調歐

總國近

量一通ス

經參經賄

協政接暗

長國經

朱參協

長參規

國參軍社專

長政經科

情參火

長道外

文文

長

総務局 (1 A) 52525  
68年12月23日23時55分 ワシントン発  
68年12月24日15時14分 本省着 米國長官

外務大臣 次次 大使 临时代理大使 総領事 代理

ラスク長官との会談(報告)

第3695号 特急 至急

ラスク国務長官に対し、本使一時帰国前に会見方申込中であつたが、本23日漁業取締の署名後に引き続き会談することとなり、約40分間会談したところ、要領次のとおり

6. 本使より、過般日米新原子力協定署名の際も、国務長官がこの種協定に署名されるのは初めてのことであるとのことであつたが、今回また漁業交換公文を長官自ら署名し、本使との交換に当られたのは、貴長官の日本に対するみなみならぬ配慮に出するものと解しおり、この御好意に感謝するとともに、この際貴長官御在任中日本に対しまして本使個人に対し与えられた御協力と支援に対しふかく感謝する次第なる旨のべたところ、ラ長官は自分は既に20年来対日交渉のしように当つて来ており、日本との間の意義あるし事にたゞさわることのできたのは、自分の常によろこびとするところであつたと述かいした。

7. 本使より、今夏パンディ次官補との間に、オキナワ問題は別として、日米間の諸けん素は米国の政権交替前に出

外務省

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

来る限り解決すみとしておくよう、おたがいに努力しようではないかと語り合つてあるが、現在(イ)日本側にとつて重要な民間航空(パシフィック・ケース)の問題、及び(ロ)米側にとつて重要な日本の残存輸入制限削減の問題を除き、重要けん素は概ね解決すみと認め得る段階に達したことをよろこぶ旨のべたところ、ラ長官も同感の意を表した。(残存輸入制限問題については別電第3697号、パシフィック・ケースについては別電第3696号のとおり会談した)

3. 本使より、日米經濟企同委員会は、本年は大統領選挙の年でもあり、延期されたが、過日アイチ大臣よりジョンソン大使への申入れのとおり、来年は日本で開催する旨になつており、日本政府としては本会議の重要性にかんがみ、新政権発足後も本会議が継続されることを極めて望ましいと考えておるので、これが実現方貴長官の側面的御協力をわざわざしたい旨のべたところ、ラ長官付、後任ロジャース氏とは連絡のため定期的に会談することとなつてるので、次回会談の際、お申し出での次第をよく伝えておくこととしようとのべた。

4. 本使より、日米間に存する最重要案件はいうまでもなくオキナワ問題であり、本使の一時帰國もこの問題の打合せを主目的とするものであるが、この際貴長官の御意見が

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

アドバイスをうかがえればこうじんであると前提して

(1) 明年はサトウ総理が再びこの問題につき、自ら米政府首のうと交渉するため訪米することになると思うが、前回総理訪米の際の日米共同コミュニケどおり WITHIN A FEW YEARS にオキナワへんかんの時期的目どきが明年あきということになるべく、本使の個人的見解によれば、総理訪米を明年秋と予測すれば、明年夏ごろにはアイチ大臣と新国務長官との会談が行はれる必要があり。さらにその前提として、新政権発足後なるべく速かに通常の外交ルートによる下交渉を始める必要があると考えるところ、このような進め方につき何か貴長官の REMARKS をうかがいうればさいわいとする旨のべたところ。

(2) ラ長官は、貴使の話されたスケジュールはリースナルなものと思うが、具体的には新政権発足後お打合せ願いたい。自分としてはオキナワ問題全般に関しそひこの隙一言そつ直に言はしてもらいたいことがある。自分はかねてから感じ、現在もそう思っていることであるが、どうもオキナワ問題についての日本側の考え方にはむじゅんした両面があるような気がする。すなむち、(イ) 日本政府のみならず日本国民の大部分は自国の安全を保つために米国の保護の必要性を認め、かつその保護を確保するため安保条

-3-

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

約を継続することを望んでいると了解している。日本を軍事的に保護するためには、米国の抑止力がフルに働らうことが絶対必要の前提条件であり、日本侵略を企てるものは必ず米国の強力な反撃にあうべきことを、一点の疑いもないよう明りように侵略者に理解せしめおくことが必要である。そのためには米国の抑止力の働く基盤が、日本を含む極東の地域内 WITHIN THE REGION に現存し、しかもそれが抑止力として十分強力なものであることが必要である。お断りして置きたいが、米国政府及び国民は何も好きこのんで日本の軍事的保護をかつて出しているものではなければ、いわんや日本側が好まないに、これを押し付けようとするものでもない。事実日本に対する軍事的保護は、米国の納税者やせい年に対し常時相当な負担を課するものであるのみならず、イザというとき日本に対する約束を守るために何百万という米国市民の生命が核攻撃により失はれる危険をもかくにしての上のことである。(ロ) 然るにこの点が日本側により十分理解されていないように感じられることは誠に一残念である。ベトナム戦における作戦上の必要により、または台風う避難等の必要により、例えば B-52 がオキナワに赴けば、オキナワ住民のみならず、本土に住む日本人までが強くこれに反

-4-

外務省

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

対する情況である。これは前記の必要性を全く理解しないか、あるいはその必要性は理解するが、そのための手段の提供を拒否するものであつて。このような日本側の者がたは率直にいってはなはだむじゅんしたものとしか米国民のめにはうつらない。従つてオキナワ問題の満足な解決をもたらすためには、先ず米側のめにうつる日本のし難をもう少しスッキリした筋の通つたものとされることが極めてかん要であると思う旨のべた。

-5-

外務省

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

(3) よつて本使より極めて率直なリマークを多とするものであり。貴長官の述べられたところは予ね予ね自分もつう感していたところで、今回帰国の際貴長官の意のあるところ重ねて政府に伝達することとしたいところ。お話しの点は正にオキナワ問題の核心である基地のステータスの問題に触れるものである。この問題は客観的国際情勢や兵器の進歩等種々の要素を考慮に入れ決すべき問題であるが、現在日本政府の考え方は決定しおらず。明年日米間に込んだ詰合が行なわれ、双方を満足せしめうる何らかのフォーミュラが見出されることを希望している次第である。本使も率直に言はしていただきたいが、私見によれば、基地の STATUS と施政権のへんかんとは別個の問題であり。この際最も必要なことは施政権へんかんの時期をなるべく速かに決定することであると思う。米側には施政権をへんかんした場合に、オキナワの基地の利用に障がいを及ぼすことにならないか、を危惧する向きがあるが、本使のみるところによれば、現状をこのまま続ける場合にはかえつてこの危険が増大する。現状が続く場合にはオキナワ及び日本本土の左よく反米主義者、一部の過激な労組員、学生等をして、ますます基地反対運動に走らせる危険があると認められ、これらの運動が一般国民の支持を得るようになる前に、施政権返かんを表現することがかん要である。日本政府は在京米大使館の安全を有効に保護し、米大使館を

外務省

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

して安んじてその職務に従事することを可能ならしめているところ。オキナワにおいても施政権を日本側に移譲し、日本政府をして自この責任において基地を保護し、以て米軍をして安んじて基地を使用し、その使命を達成せしめることとする方が、はるかにけん明な策と考えられる。オキナワに対する施政権はサンフランシスコ条約により合法的に米国に与えられたものであり。この点北方領土の場合と異なるが、当該施政権の行使が合法的なものであると否とを問はず、100万に近い日本国民が20数年の長きにわたり外国の施政権下に残されていることが一切の問題の根げんをなすものであり。かれ等の日本復帰の自然な願望には何人もてい抗することは不可能であつて、この願望に速かにM E R T するところがオキナワ問題の根本的解決を図るための前提条件と確信する旨強調した。

(4) ラ長官は、オキナワ人のそ国復帰の希望がGENUINEなものであることはよく理解しているが、しかし同時に日本には帰りたいと思うものの、日本に帰つた場合の経済的歩に対する不安等の理由により、速かな返かんを希望しないものもあるやにそく聞しているが、その間の実情についてはどう思うかとたずねたので、本使より、経済的利益の点で復帰後のことの心配する向きもあることは事実であろうが、現在ではその収入の道を全部米軍にあおいでいる基地関係労務者にいたるまで、ことごとく速かなそ

ー クー

外 信 写

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

国復帰を望んでいる。結局この問題は施政権返かんのタイミングの問題に帰着し、この点についても日本政府としては、未だ2年後とするか、3年後あるいは5年後とするか。具体的な期間についての考えを決めていないものと思うが、前述のようなオキナワ本土及び内地の情勢にかんがみ、原則として返かんの時期は早ければ早いほど良いものと考えておる。また昨年の日米共同コミュニケの線にそつて、早期返かんが実現する場合も、社会的、経済的なヒツチを来さざるよう、すでに内りゆう一体化の諸措置が進められている実情を詳細に説明しておいた。

(5) 最後に本使より、オキナワ問題の重要性及びその早期解決の必要性についても、貴長官よりロジャース次期長官にとくと御説明おき願いたい旨のべ、ラ長官もこれをかいたくした。

( )

—8—

外 信 写